

令和 7 年 2 月 3 日 開催
調 査

経済福祉常任委員会資料

○調査事件 1 2 第 3 期福島町子ども・子育て支援事業計画の
策定について

町 民 課

調査事件 1 2 第 3 期福島町子ども・子育て支援事業計画の策定について

1 計画策定の背景について

全国的に少子化が進む中、子どもや子育てを取り巻く環境がおおきく変化しており、様々な課題の解決が求められております。

国においては、平成 24 年に「子育て関連 3 法」を制定、平成 27 年度から「子ども・子育て新制度」の創設、さらに令和 5 年 4 月には「こども家庭庁」を創設するとともに「こども基本法」の施行及び「こども大綱」や「こども未来戦略」などの子どもたちが安心して成長できる社会の実現を目指すこととしています。

当町においても、子ども・子育て支援新制度に基づき「福島町子ども・子育て支援事業計画（平成 27 年度～31 年度）」、「第 2 期福島町子ども・子育て支援事業計画（令和 2 年度～6 年度）」を策定し、急激に進行する過疎化や少子化に対応するため、子どもは地域の宝であるという考えの下、国に先駆けて子どもを産み育てやすい環境の充実を図るため、子育て支援センターの整備をはじめ、出産祝金、保育料、医療費及び給食費の無償化など、地域全体で子育てを応援する様々な支援事業を展開してきたところであります。

人口減少により厳しい現状の中で、新たな時代へ「まち」を繋いでいくことが大きな課題となっており、時代の変化とともに多様化するニーズを的確に捉え、切れ目ない子育て支援を実現する必要があります。

このため、当町では、子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、第一義的には「子どもは親、保護者が育むことが基本」とし、子育てに対する負担や、不安、孤独感を和らげることを通じて、地域全体で、安心して子どもを産み育てられる環境の体制整備を図るために「第 3 期福島町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものであります。

2 人口等の現状について

当町の総人口は、令和 2 年の人口は、3,915 人（うち※年少人口 240 人）となっております。令和 6 年は、3,411 人（うち年少人口 202 人）で、人口が 504 人（12.9%）減少しております。

また、小学生以下の児童人口で比較すると、令和 2 年は 183 人（うち就学前 94 人）に、令和 6 年では、164 人（うち就学前 70 人）となり、総体で 19 人（うち就学前 24 人）減少しております。

出生数につきましても、令和元年は 11 人となっており、令和 5 年は 10 人とはほぼ横ばいで推移している状況です。

※年少人口（0 歳～14 歳）

3 計画策定までの過程について

第3期の計画策定にあたり、0歳から11歳までの子どもの保護者を対象にアンケートによるニーズ調査を令和5年度に実施しております。

調査結果により就学前の子どもの養育環境や親の就労状況などを踏まえ、子ども・子育て会議を開催し、地域全体で安心して子どもを産み育てられる環境の体制整備を図るため計画策定を進めております。

4 計画の概要について

(1) 計画の位置づけ

当計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられ、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」も包含した計画となっております。

また、平成30年4月に社会福祉法の改正により、地域福祉計画が福祉分野の各計画の上位計画として位置づけられ、障がい福祉計画、障がい児・障がい者福祉計画及び健康づくり推進計画等と連携を図りつつ、子ども・子育てに関する施策を推進しています。

(2) 計画期間について

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

(3) 基本理念

第6次福島町総合計画の5つのまちづくりの目標の実現に向けた施策の基本方針のなかで「次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり」を掲げて、次代を担う子どもたちが健やかに育つよう、妊娠～出産～乳幼児期～学童期とライフステージに応じた様々な支援を行うこととしております。

地域の宝である子どもたちを地域全体で安心して子どもを産み育てられる環境の体制整備を図るため、町民が子育てを共通の課題としてとらえ、協働で取り組んでいくことを目指し、前計画において定めた基本理念を継承し、「**未来に輝く子どもたちを協働で育むまち**」ふくしまを基本理念としています。

基本理念

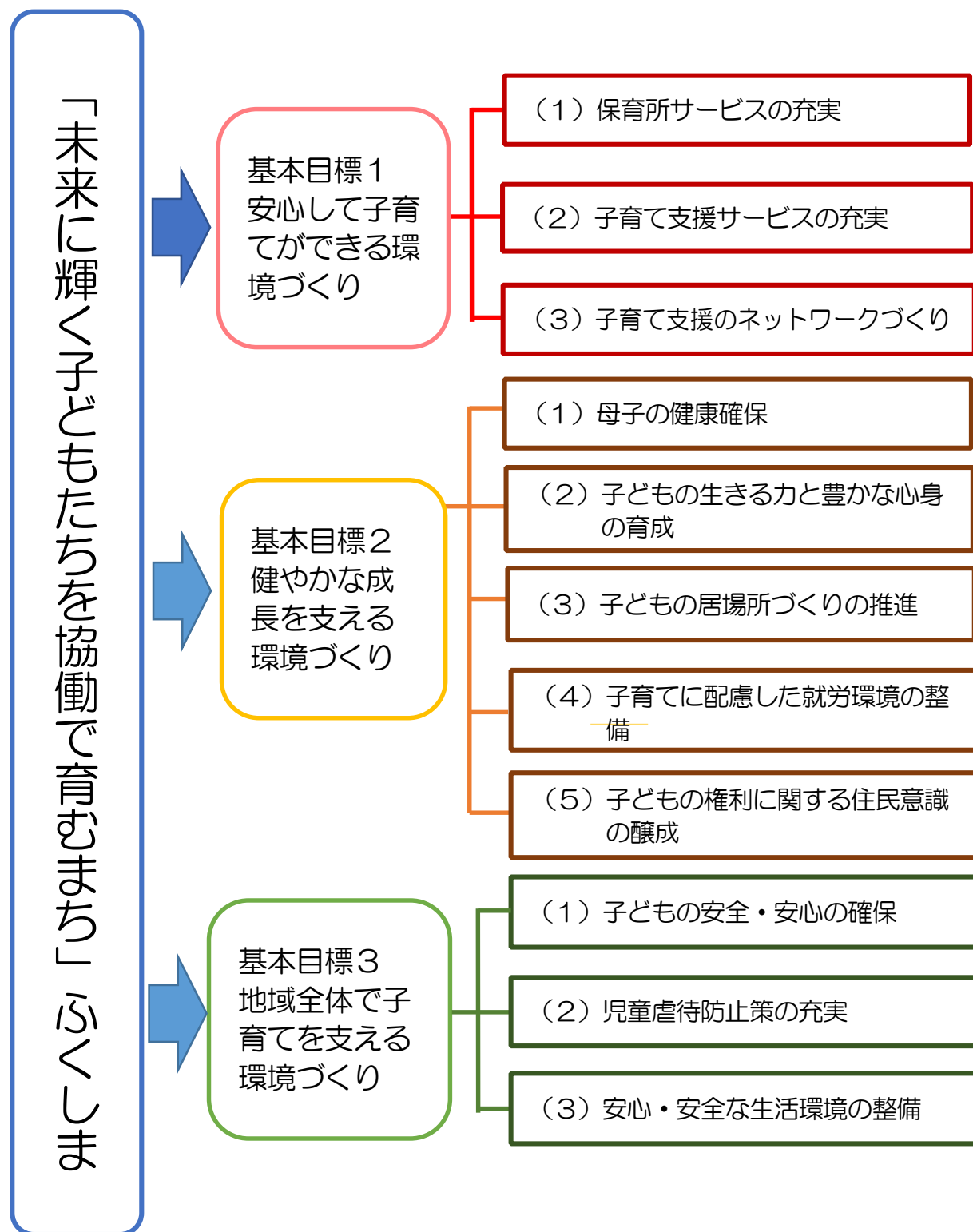
**「未来に輝く子どもたちを
協働で育むまち」 ふくしま**

(4) 基本目標等について

本計画では、基本理念の実現のため、3つの視点を基本目標として、児童福祉施策を推進します。

(基本理念)

(施策の基本的方向性)



① 安心して子育てができる環境づくり（基本目標１）

すべての子育て家庭が安心して子どもを産み育て、親が子育てに楽しさと喜びを感じ、安心して子育てができる環境の整備を推進します。

ア 保育所サービスの充実

町では、福島保育所並びに福島幼稚園の保育料等を平成 28 年度より町独自による無償化政策を進め、保護者の負担軽減を図るなど保育環境の充実に努めてきており、今後もさらなる保育体制の充実に努めながら保育所サービス等の向上に努めます。（通常保育・障がい児保育など）

イ 子育て支援サービスの充実

平成 5 年度から町の保健師を中心に「育児教室」や平成 10 年度から「地域子育て支援センター事業」を展開しており、子育て家庭の交流の場や育児の不安等に対する相談支援など積極的に提供してまいります。

ウ 子育て支援のネットワークづくり

子育て支援に関する団体・機関が連携し、子育て支援や児童の虐待防止に取り組むとともに、子育て家庭を支える環境づくりを推進します。

② 健やかな成長を支える環境づくり（基本目標２）

健やかな子どもの育成には、親と子の健康が確保されてはじめて実現が可能となることから、保健・医療・福祉及び教育の各分野と連携し、子どもの主体性や自主性を尊重しながら健康づくりを推進します。

ア 母子の健康確保

妊婦及び出産における安全確保が健康な子を育てる出発点となることから、妊娠・出産・新生児期及び乳幼児期から育児における健康診査・総合的な育児相談を継続的に進め、親となるための知識を習得する学習機会を与えながら、育児力を身に付けさせるとともに、児童生徒の生活習慣病予防に向けた啓発事業を展開していきます。（母子手帳交付・乳幼児健診・予防接種など）

イ 子どもの生きる力と豊かな心身の育成

自然環境の中で、子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備を図りながら、子ども同士や世代間の交流を促進し、心身ともに調和のとれた人間として、正義感や倫理観、他人を思いやる心や豊かな人間性を育てていきます。（殿様街道探訪ウォーク、田植え稲刈り体験など）

ウ 子どもの居場所づくりの推進

放課後児童対策として、平成 19 年度より福島小学校の空き教室を利用し

て、保護者が就労等により帰宅後の保育に欠ける児童を対象に学童保育を実施しており、保護者が安心して就労することができる環境づくりを進めます。
(放課後児童健全育成事業など)

エ 子育てに配慮した就労環境の整備

女性活躍社会の中で、保護者が子育てと仕事を両立させることができるよう、育児・介護休業制度などの情報提供や啓発活動を進めるとともに、子育てに配慮した就労環境整備を推進します。(育児・介護休業制度の普及促進)

オ 子どもの権利に関する住民意識の醸成

子どもに関することはあくまでも子ども主体で考え、子どもにとって最も良いものを決めるのが大人の義務とされています。

当町では、全ての子どもが生きることへの権利を有することを確認するとともに関係機関と連携の上「子どもの権利」を擁護する体制づくりを進めてまいります。(子どもの人権教室)

③ 地域全体で子育てを支える環境づくり（基本目標３）

子どもを町の宝として、すべての町民が子どもを大切にし、家庭と地域及び行政が一体となり協働で子育てを支援できるような取り組みを推進します。

ア 子どもの安全・安心の確保

子どもたちは体力、判断力ともまだ未成熟であるため、子どもたちの危機意識を高めるための教育と地域全体での意識の醸成が大変重要となっており、警察、学校、町内会など関係団体等と協力しながら、迅速な犯罪等の情報提供や交通安全運動など総合的な事故防止対策を進めてまいります。(子ども１１０番の家・交通安全教室など)

イ 児童虐待防止策の充実

全国的に児童虐待が深刻化している中で、地域としてこうした兆候を見逃さないよう、児童、生徒が通園・通学する保育所や幼稚園、学校と一層の連携協力を図るとともに児童虐待の防止と早期発見の対応を図ります。

(子育て支援ネットワーク会議など)

ウ 安心・安全な生活環境の整備

町では、妊産婦、乳幼児連れの親子等あらゆる人たちが安心して外出できるように、町道の街路灯等のＬＥＤ化を実施しており、子どもが犯罪等の被害に遭わないよう防犯思想の普及運動の展開など、今後も継続的な運動支援を進めてまいります。

(防犯灯（街路灯）整備等の補助など)

5 前計画からの変更内容について

子ども・子育て支援制度のうち、下記の事業を新たに追加しております。

利用者支援事業	こども家庭センター（令和 4 年改正児童福祉法）	母子保健と児童福祉を一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、両機能の連携及び協働を深め、虐待への予防的な対応から子育てに困難を抱える家庭まで「切れ目なく、漏れなく対応」することを目的としています。 国及び北海道から令和 8 年度末までに設置を求められているため関係課と協議のうえ、令和 9 年度から運用できるよう体制整備を行うこととし、計画に記載しております。 （参考：道内の設置済自治体数 28 自治体 R6. 5. 1 時点調査）
	妊婦等包括相談支援事業（令和 6 年改正子ども・子育て支援法）	妊婦・その他配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行うための事業です。 子ども・子育て支援法等の改正により令和 7 年度から現に福祉課において実施している妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援が、本計画の利用者支援事業に新たに妊婦等包括相談支援事業に位置付けされたため計画に記載しております。
子育て世帯訪問支援事業（令和 4 年改正児童福祉法）	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐための事業です。 計画に記載しておりますが、現時点での実施の予定はありません。必要に応じ計画変更のうえ体制を構築することとしております。	
児童育成支援拠点事業（令和 4 年改正児童福祉法）	養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を行うための事業です。 計画に記載しておりますが、拠点整備が必要となることから現状では予定はありません。必要に応じ計画変更のうえ検討することとしております。	

親子関係形成支援事業（令和4年改正児童福祉法）	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を行うための事業です。 計画に記載しておりますが、現時点での実施の予定はありません。必要に応じ計画変更のうえ体制を構築することとしております。
乳児等通園支援事業（令和6年改正子ども・子育て支援法）	認定こども園に入所していない3歳未満の乳幼児に、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、乳幼児とその保護者に対し面談や子育てについての情報提供、助言その他の援助を行うための事業です。 国では、令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加を図った上で、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度」を実施することとしているため、当町においても令和8年度から運用できるよう体制整備を行うこととし、計画に記載しております。
産後ケア事業令和6年改正子ども・子育て支援法）	退院直後から生後1年未満の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。 母子保健法により令和6年度まで実施しておりましたが、法改正により令和7年度から子ども・子育て支援事業に位置付けされたため計画に記載しております。

6 計画の推進体制について

子ども・子育て支援法では、「市町村の責務」を明確に定めており、その責務として、「量の確保」と「質の改善」などに取り組む必要があります。

また、「事業主の責務」や「国民の責務」についても定めています。

7 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するにあたり、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性について取り組む必要があり、行政、家庭、地域社会、企業・職場、各種団体など相互に連携をして取り組みを進めます。

- (1) 市町村内における関係者の連携と協働
- (2) 近隣市町村との連携と協働
- (3) 国・道との連携、関係部局間の連携と協働

上記を定め、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的に推進するため、円滑な事務の実施体制を図り、近隣市町村間、さらには国・道との連携など、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、円滑な事業展開を図ります。

8 計画書

別冊「第3期子ども・子育て支援事業計画（案）」のとおり